

国立大学法人東京医科歯科大学広報部規則

平成25年3月29日
規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学広報部（以下「広報部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広報部は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における広報活動を推進し、ブランド力の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 広報部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の広報に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 広報年度計画及び年度予算に関すること。
- (3) 本学の情報収集及び集約に関すること。
- (4) 本学の情報発信に関すること。
- (5) 報道機関対応に関すること。
- (6) その他大学広報に関すること。

(部局等と広報部の業務分担について)

第4条 前条に掲げる業務のうち、学生募集など各部局等との業務分担については、別途申し合わせを行う。

(部長)

第5条 組織運営規程第25条の6第2項に規定する部長は、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 部長は、広報部の管理運営について統括する。

(副部長)

第6条 広報部に副部長を置くことができる。学長が指名する者をもって充てる。

- 2 副部長は、部長を補佐し広報部の運営を行う。

(広報戦略委員会)

第7条 広報部に、広報戦略委員会を置く。

- 2 前項の委員会については、別に定める。

(運営組織)

第8条 広報部が、適切な情報収集・活用を行うため、広報アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(アドバイザー)

第9条 アドバイザーは、第3条に掲げる業務のほか、広報部に対する情報提供及び助言等を行う。

2 アドバイザーは以下の者をもって充てる。

- (1) 改革戦略会議委員より選出した者 1名
- (2) 教育戦略会議委員より選出した者 1名
- (3) 研究推進協議会委員より選出した者 1名
- (4) 医療戦略会議委員より選出した者 1名
- (5) 管理・運営推進協議会委員より選出した者 1名
- (6) 学長が指名する者

3 アドバイザーは学長が委嘱する。

(アドバイザーの任期)

第10条 前条第2項第6号のアドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第2項第6号のアドバイザーの任期の末日は、当該アドバイザーを委嘱する学長の任期の末日以前とする。

3 前条第2項第6号のアドバイザーに欠員が生じた場合の補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第11条 広報部に関する事務は、総務部総務秘書課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、広報部の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京医科歯科大学広報室設置要項（平成18年12月25日制定）は廃止する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月28日規則第47号）

この規則は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則（令和3年3月26日規則第42号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。